

栗東歴史民俗博物館

## 特集展示「古絵図は語る～栗東のすがた～」

平成 24 年 4 月 28 日(土)～平成 24 年 6 月 3 日(日)

ご あ い さ つ

江戸時代の近江には、譜代の彦根・膳所両藩が置かれ、幕府直轄領や旗本領が設けられました。これは、徳川幕府が京に近い近江で、西国での権力基盤の形成を図ったのと同時に、諸大名の在京賄料として宛がった結果とされています。

栗太郡は、その典型的な地域で、1 村で複数の領主による支配を受ける村も多くありました。栗太郡の東部に位置する栗東には、100 石から 1,000 石規模の村々が展開する農村地域が広がっていましたが、それぞれが複雑な領主支配を受けていたのです。

石高制を基本に運営された村々には、安定した生産が求められました。そのため、灌漑用水の確保や、山野の入会権は、村々にとって最も重要な問題の 1 つとなっていました。村々は、限りある資源を時には共同で管理し、また時には村の権利を巡って相論に及ぶこともあったのです。

村は、それぞれ異なった性格を持ち、それぞれが独自性を持っており、人々の生活基盤もそれぞれ村にありました。その一方で、村々は生活文化を同じくする地域社会を形成していたのです。

本展は、博物館が収蔵する多様な古絵図を通して、現在の栗東の原形ともいべき近世の村々の姿を振り返ろうとするものです。

平成 24 年 4 月 28 日

栗東歴史民俗博物館

## 解説集

### 伊能図

- ・琵琶湖近傍大絵図 1 幅 (滋賀県指定有形文化財)  
縦 120.5 cm 横 104.2 cm  
大正 2 年(1913)写  
館蔵(里内文庫 355-1)

江戸幕府は、寛政 12 年(1800)から文化 13 年(1816)にかけて全国の測量を行った。その成果をもとに作製された地図は、測量を指揮した幕府天文方の伊能忠敬(1745～1818)にちなんで「伊能図」と呼ばれている。従来の国絵図などと比べて、はるかに科学的な測量に基づいて作製された伊能図の出現は、日本の地図史を画期的に発展させた。

忠敬による琵琶湖沿岸の測量は、文化 2 年(1805)に行われ、「琵琶湖図」が作製された。本図は、千葉県佐原の伊能家に伝来した琵琶湖図を、里内文庫が模写したもので、原本を忠実に写すとともに、丁寧に彩色が施されている。

### 近江国

琵琶湖を擁する近江は、「近つ淡海の国」を国名の由来とする。10 世紀の初めに編纂された『延喜式』では、近江国は東山道に属し、滋賀・栗太・甲賀・野洲・蒲生・神崎・愛智・犬上・坂田・浅井・伊香・高島の 12 郡によって構成されていた。律令制のもとで成立したこの枠組みは、近世まで踏襲されていくこととなる。

近世国家の成立期には、近江国は重要な役割を担うこととなった。織田信長(1534～82)は「天下布武」の本拠地を安土に置き、豊臣秀吉(1536～98)のもとでは近江出身の武将が多く登用された。しかし、関ヶ原の合戦以後の近江は政治の中心を離れていく。

江戸時代の近江は、京と江戸を結ぶ東海道と中山道が通る農村地域、そして琵琶湖や近江八景に代表される風光の地となっていた。

- ・大日本細見指掌全図 1 鋪 (滋賀県指定有形文化財)  
縦 135.2 cm 横 229.3 cm  
文化 5 年(1805)  
館蔵(里内文庫 398I-2)

日本人が出版した日本地図として、初めて経緯線が入った地図は、長久保赤水(1717～1801)が安永 8 年(1779)に作製した『改正日本輿地路程全図』(「赤水図」)である。

本図は、赤水図を基本としつつ、独自の情報を盛り込んで作製された。作者は鳥飼洞斎

(1721-1793)で、洞斎の死後に刊行されている。

近江国では、安土の古城、竹生島や百済寺などの社寺が示されている。また、栗東地域では、名薬和中散で知られた梅ノ木村(現在の栗東市六地藏)の名前が見える。

・近江国絵図 1 鋪 (滋賀県指定有形文化財)  
縦 175.5 cm 横 242.3 cm  
江戸時代  
館蔵(里内文庫 398I-4)

江戸幕府は、正保元年(1644)、元禄9年(1696)、天保6年(1835)の3度、諸大名に命じて国ごとの詳細な絵図を作製、提出させた。巨大にして美しいそれらの絵図は「国絵図」と呼ばれ、幕府の権威を象徴するものとなっている。

本図は、元禄14年(1701)に幕府に提出された近江国絵図を、4分の1に縮小して模写したものである。楕円形の枠内に村の名前と石高を記入し、枠内の変化で所属する郡が示される。

また、ごく一部の名所旧跡も示されており、栗東では金勝山と金勝寺が描かれている。

・膳所藩領絵図 1 鋪 (滋賀県指定有形文化財)  
縦 139.2 cm 横 175.2 cm  
江戸時代  
館蔵(里内文庫 398I-3)

近江国大津周辺(大津市)に存在した膳所藩は、江戸時代初期には藩主の入れ替わりがあるものの、慶安4年(1651)以降幕末に至るまで、本多家を藩主とした7万石の藩である。

琵琶湖から流れ出る唯一の川である瀬田川には、大戸川などの諸河川が土砂を運び込み、しばしば水害を引き起こしていた。幕府は、貞享年間(1684~88)に、膳所・淀の両藩に命じて、瀬田川筋の土砂留め工事を行っている。

本図では、瀬田川筋の工事箇所が朱筆で示されており、その際の治水工事図と考えられる。同時に流入河川での土砂留め工事も行われ、その対象は栗太郡北部の諸河川に及んでいる。

### 村のかたち

近江国の南部に位置する栗太郡は古くは「くるもと」と読み、「栗本」とも表記された。栗太郡には、現在の栗東市の全域の他、大津市の瀬田川より東側、草津市全域、守山市の南部が属していた。

東西を結ぶ交通の要衝として古くから重要な位置にあった栗太郡には、江戸時代の末期で124の村々が属していた。古い歴史を背景に琵琶湖岸の条里遺構に沿った村々、金勝・田上谷の古代寺院の荘園を起源に持つ村々、東海道・中山道沿いの街村など、多様な村落景観が展開して

いた。

また、土地は肥沃で、元禄年間(1688～1704)に成立した『淡海録』では、栗太郡の米は野洲郡と並んで「上の上」と評価されている。

・栗太志 9冊

縦 26.5 cm 横 19.2 cm

江戸時代

個人蔵

栗太郡は現在の天津市の瀬田川以東、草津市、全域、栗東市全域、守山市の南部をその範囲としていた。

『栗太志』は、草津の田中貞昭(号・適齋。1767～1821)が編んだ栗太郡の地誌で、文政4年(1821)に膳所藩に献納された。近世にはあまり類をみない一郡単位の地誌で、栗太郡各村の地理と歴史を詳細に記述する。栗東の村々を知る貴重な基礎史料である。

・手原村絵図 1幅

(滋賀県指定有形文化財)

縦 78.2 cm 横 71.4 cm

江戸時代

館蔵(里内文庫 398I-1)

東海道沿いの街村である手原村(栗東市手原)を描く。幕府領 375 石余り、旗本竹中氏知行所 76 石余り、渡辺氏知行所 58 石余り、諏訪部氏知行所 8 石余りの支配を受ける村として描かれるが、手原村には元禄 11 年(1698)に三上藩の領地が成立し、それにもなつて幕府領が三上藩領となるので、本図はそれ以前の様子を描いたものである。

村の中央、東海道に面した稻荷神社前には、法令などを木札に記して掲げておく高札場が描かれる。高札は領主それぞれに掲げられ、本図にも「竹中監物様御札」「渡部平十郎様御札」「御蔵札ば」とある。村内に多くの領主が存在し、複雑な支配関係であったことを象徴している。

・手原村絵図 1幅

(滋賀県指定有形文化財)

縦 119.8 cm 横 107.6 cm

江戸時代

館蔵(里内文庫 355-2)

東海道に沿いの手原村(栗東市手原)を立体的に描く。画面中央に東海道が描かれ、道の両側に沿って家並みが続く。街道に面した森は稻荷神社の境内である。

手原村は草津宿の助郷に指定され、草津宿で人馬が不足した場合には、これらを提供する役割を担っていた。

助郷制度が運用された当初の元禄 7 年(1694)には、草津・守山・石部のいずれの宿場の助郷にも指定されなかった手原村は、安永 4 年(1775)に草津宿の助郷に指定されている。この背景には、時代の経過とともに、従来の助郷だけではまかないきれないほどの通行量の増加があった。

・安養寺村絵図 1 鋪

縦 144.2 cm 横 105.2 cm

江戸時代

安養寺共有文書

安養寺村は安養寺山麓に広がる集落で、椿山古墳など 4 世紀末から 6 世紀の古墳群が知られている。本図にも、「椿山」「丸山」「けつねつか(狐塚)など、いくつかの古墳が描かれている。

画面ほぼ中央に描かれる寺院の伽藍は、安養寺村の村名の由来ともなった東方山安養寺である。東方山安養寺の歴史は古く、天平 12 年(740)、良弁僧正(689~774)による開基とも言われている。

戦国時代には衰微を余儀なくされた東方山安養寺は、貞享 2 年(1685)に復興している。本図の東方山安養寺には、立派な門やお堂が描かれていることから、この復興後に描かれたものと考えられる。

・六地藏村街道筋軒別絵図 1 鋪

(滋賀県指定有形文化財)

縦 32.7 cm 横 86.3 cm

江戸時代

館蔵(里内文庫 315-17)

東海道と中山道が通った現在の栗東市域には、宿場は置かれなかったものの、宿場と宿場の上に置かれる休憩所である「立場」が東海道に 2 箇所、中山道に 1 箇所置かれていた。

本図は、東海道沿いの立場の 1 つ、梅ノ木立場のあった六地藏村(栗東市六地藏)を描く。六地藏村には、前橋藩・膳所藩・旗本渡辺氏の 3 領主があったため、街道筋の 1 軒 1 軒に所属領主が注記されている。

梅ノ木立場は名薬和中散で知られ、本図にも 3 軒の和中散屋が描かれる。いずれも参勤交代の大名などが休憩する小休本陣を兼ねていた。

## 相給の諸相

栗太郡には、1 村で複数の領主による支配を受ける村が多くあった。1 つの村に対して複数の領主がいる支配体制のことを「相給」と言い、田畑 1 筆ごとに帰属する領主が決められていた。

相給の村々では、村内には各領主の支配する田畑がモザイク状に点在し、その耕作者もいずれかの領主に分属されることとなっていた。その結果、1 筆の田畑に複数の領主が領有権を持つ場合や、あるいは 1 人の耕作者が複数の領主の田畑を耕作するという場合もあり、土地と人々の一体的な支配は必ずしも実現していなかった。

一方で、それぞれの村は生活共同体としての一体性を保持していた。複数の領主に分有され、複雑に錯綜する領有権は、生活共同体である村と対照され、領主による土地と人々の把握を可能にしていたのである。

・手原村旧領絵図 1 鋪 (滋賀県指定有形文化財)  
縦 160.9 cm 横 121.3 cm  
江戸時代  
館蔵(里内文庫 355-3)

江戸時代の近江では、諸藩や旗本の知行地が点在し、複数の領主が 1 つの村を分割する相給の村々が多く見られた。多い時期で 4 領主の支配を受けた手原村(栗東市手原)は、典型的な相給の村とすることができる。

本図は、手原村での複雑な領有関係を彩色によって明示したもの。三上藩(遠藤氏)、旗本竹中氏、旗本渡辺氏、旗本諏訪部氏による相給支配の様子がよく分かる。

相給の村では、領主が 2 人いる場合を二給、3 人なら三給、4 人なら四給などという。手原村の場合には、「四給」の村ということになる。

・縷村旧領絵図 1 鋪  
縦 135.2 cm 横 112.1 cm  
江戸時代  
大宝神社(栗東市縷)蔵

中山道沿いの街村である縷村(栗東市縷)は、石高 1,100 石余りを数え、草津宿の助郷として重要な位置付けにあった。江戸時代を通して旗本渡辺氏の知行地で、慶安 3 年(1650)以降、幕末に至るまで、渡辺氏の 3 家による相給(三給)支配を受けている。

本図では、村の田地を領主別に 1 筆ずつ色分けし、さらに渡辺図書助は 、渡辺久蔵は 、渡辺忠治郎は と、領主別の記号を附すことで、複雑な三給支配の実態を分かりやすく可視化している。

なお、本図の中央やや上部に描かれるのは、大宝天王宮(大宝神社)である。

・縷村相給耕地絵図 1 鋪

縦 113.4 cm 横 133.3 cm

明和 9 年 (1772)

個人蔵

明和 9 年 (1772) 2 月に作図された本図は、縷村 (栗東市縷) の耕作地 1 筆ごとに地番を付し、それぞれがどの領主の土地であることを示したものである。渡辺久蔵 (御濱方)、渡辺忠次郎 (山王方)、渡辺平十郎 (神田方) の 3 家による相給支配の状況が、  の記号によって可視的に示されている。

・御三方 田畑屋鋪畝高番附帳 1 冊

縦 31.9 cm 横 23.6 cm

明和 9 年 (1772)

個人蔵

縷村 (栗東市縷) の耕作地および屋敷地それぞれの領主を「濱」「山」「神」で示し、さらに小字・地番・所有者・地目・面積・石高を列記した帳面。年貢を割付ける際の基礎台帳となった資料である。

明和 9 年 (1772) 3 月に作成された本図は、同月に作成された御濱方・山王方それぞれの名寄帳、および同年 2 月に作成された「縷村相給耕地絵図」と一連の資料群と考えられる。

これらの資料群は、複数の領主に分有され、領有権が複雑に錯綜していた相給の村にあって、年貢の割付がどのようにしてなされたのかを知る手掛かりとして貴重である。

・御濱方 名寄帳 1 冊

縦 32.2 cm 横 23.9 cm

明和 9 年 (1772)

個人蔵

縷村 (栗東市縷) を相給支配していた旗本渡辺氏の 3 家のうち、「御濱方」と称された渡辺久蔵家が知行していた耕作地および屋敷地をまとめた名寄帳である。所有者・小字・地番・地目・面積・石高を列記する。

「縷村相給耕地絵図」を参照しつつ、御濱方・山王方・神田方それぞれの名寄帳を作成し、それらをまとめたものが「御三方 田畑畝高番附帳」と考えられる。

ただし、御濱方・山王方の名寄帳は現存しているが、神田方の名寄帳は確認できなかった。

・山王方 名寄帳 1冊  
縦 31.7 cm 横 23.3 cm  
明和 9 年 (1772)  
個人蔵

縷村(栗東市縷)を相給支配していた旗本渡辺氏の 3 家のうち、「山王方」と称された渡辺忠次郎家が知行していた耕作地および屋敷地をまとめた名寄帳。

### 村々と相論

石高制を基本に運営された近世の村々には、安定した生産が求められた。そのため、灌漑用水の確保や、山野の入会権は、村々にとって最も重要な問題であった。

用水をめぐる紛争は、各地で発生した。こうした用水をめぐる相論を「水論」と呼んでいる。訴訟制度の確立された江戸時代には、中世のような武力衝突を伴う水論はまれと言われるが、寛永 3 年 (1626) には、栗太郡内の水利組合である一ノ井組と今井組の水論の際に武装した農民 2,000 人が衝突し、17~8 人が亡くなったと伝えられる。

一方、金勝山など栗太郡南部の山々をめぐるは、山野の境界や入会権をめぐる「山論」が開された。山野での新田開発を計画した荒張村と、同地の入会権を持つ鉤八ヶ村(寺内、上鉤、下鉤、糠田井、蓮台寺、坊袋、川辺、安養寺)の山論は 200 年間にも及ぶものであった。

・出庭村水論絵図 1 鋪 (滋賀県指定有形文化財)  
縦 215.0 cm 横 122.1 cm  
明和 6 年 (1769)  
館蔵(里内文庫 355-12)

野洲川左岸に位置する出庭村(栗東市出庭)は、江戸時代を通して村高 2,000 石余りと、栗太郡でも最大の村であった。また、領有関係が複雑で、文政 6 年 (1823) 以降には六給の支配を受けている。

出庭村には枝郷として中(出庭中)村があったが、さらに中村の枝郷として宅屋があり、「出庭三郷」とも総称した。

本図は、出庭村と出庭中村が、野洲川堤の帰属をめぐる争った際の相論絵図である。出庭村と出庭中村は、本郷と枝郷の関係にあったものの、領主を異にしていたことから、京都町奉行所による裁決を必要とした。

・手原村安養寺村山論相論裁許図写 1 鋪  
縦 228.8 cm 横 183.3 cm  
江戸時代



## 安養寺共有文書

手原村(栗東市手原)と安養寺村(栗東市安養寺)の間で起こった、山境をめぐる相論の裁許図。

両村の山境は、南西は山限り、南は古道、北は井筋としていた。古道は赤坂道と新道の分岐点より6~7間(1間は約1.8m)のところにあったが、付近の沢に筋違いの道があり、新道が付け替えられてしまった。

手原村はこれに乗じて安養寺村が越境したとし、安養寺村は村領内の小字の1つであると主張した。宝永5年(1708)の裁決では安養寺村の主張が認められ、本図に境界線が墨引された。

・野洲川境相論絵図 1 鋪 (滋賀県指定有形文化財)  
縦 88.7 cm 横 122.4 cm  
寛政 11 年(1799)  
館蔵(里内文庫 326-102)

暴れ川として知られた野洲川は、川岸の村々にとっては用水の確保のほか、田地の肥草や牛馬の秣をとるための入会地として重要な存在であった。

本図は、野洲川の堤防工事をめぐって、寛政11年(1799)に林村(栗東市林)、伊勢落村(栗東市伊勢落)の両村と、野洲郡南桜村(野洲市南桜)との間で起こった相論に関するものである。

南桜村は、林村による堤防工事は新規のものであり、野洲川の流路が変わることで田地の肥草や牛馬の秣が確保できないと訴える。一方で、林村と伊勢落村ではこれを否定し、かえって南桜村による新規の堤防工事を非難している。

・一ノ井中ノ井今井井筋絵図 1 鋪 (滋賀県指定有形文化財)  
縦 77.8 cm 横 189.0 cm  
元禄 11 年(1698)  
館蔵(里内文庫 355-4)

水田耕作を生業の基本とした近世の村々では、灌漑用水の確保は重要課題であった。

栗東の村々では、主に野洲川、金勝川の水を用いており、そのうちの野洲川の水は、栗東東部の村々の多くで利用されていた。

野洲川からの引水は、一ノ井・中ノ井・今井の3つの用水に分かれ、それぞれ井組と呼ばれる水利組合が組織され、管理にあっていた。

本図では、野洲川(横田河)流域の各村が、それぞれが属する井組ごとに色分けして描かれ

る。一ノ井組は白色、中ノ井組は黄色、今井組は桃色で示される。野尻村(栗東市野尻)と伊勢村(守山市伊勢町)は中ノ井と今井の両組に属していた。

・一ノ井中ノ井今井水論裁許状絵図 1 鋪 (滋賀県指定有形文化財)  
縦 139.8 cm 横 238.1 cm  
元禄 11 年(1698)  
館蔵(里内文庫 355-8)

野洲川左岸から取水する一ノ井・中ノ井・今井の井組に所属する村々が色分けされて記される。

元禄 9 年(1696)におこった一ノ井組と中ノ井組、今井組の相論は、元禄 11 年(1698)に京都町奉行所によって裁定されているが、本図はその際に作成されたものである。

また、野洲川右岸には、野洲郡三上村(野洲市三上)へと流れる神ノ井堰口も描かれている。神ノ井は、野洲川右岸の野洲郡の村々の用水であり、寛政 11 年(1799)から文化 2 年(1805)には、一ノ井と神ノ井の間での水論が展開している。

・乍恐口上書 1 通  
縦 31.1 cm 横 104.7 cm  
元禄 9 年(1696)  
一ノ井水利組合蔵

元禄 6 年(1693)、顔に墨を塗り、手に熊手などを持った中ノ井組の 400 人が、一ノ井を切り落とすという行為に及んだ。元禄 9 年(1696)には、今井組も同様の行為に及んでいる。

これらの事態を受けて、一ノ井組の 9 ヶ村では庄屋連名の口上書を提出した。一ノ井組は、土地が川よりも 2~3 尺(1 尺は約 30 cm)も高いこと、下流への用水が絶えてしまうことへの懸念から、中ノ井への分水を従来どおりとして欲しい旨を訴えている。

これに対して京都町奉行所では、元禄 11 年(1698)の裁決で、一ノ井組の主張を認めつつ、中ノ井組と今井組への分水量の増加を命じている。

・元禄十一年一ノ井今井水論裁許状写 1 巻  
縦 31.8 cm 横 175.8 cm  
江戸時代  
一ノ井水利組合蔵

元禄 9 年(1696)の口上書に端を発した分水問題は、元禄 11 年(1698)に、中ノ井組には 1 年間に 1 昼夜、今井組には 1 年間に 3 昼夜の分水を一ノ井組に命じ、この水代を 1 昼夜 1 斗 5

升とする京都町奉行所の裁決で決着を見た。本史料は、その裁許状の写しである。

ただし、わずか 2 年後には再び分水問題が起こっている。一ノ井組が、今井組が裁許を守っていないとして訴えたのである。この相論は元禄 14 年(1701)に裁決され、今井組への分水を 1 年間に 6 昼夜に増やし、3 昼夜の増加分の水代については 1 昼夜 2 斗 5 升とされた。

### スポット展示 「海のある滋賀県」

・滋賀県細見全図 1 鋪 (滋賀県指定有形文化財)  
縦 80.0 cm 横 79.6 cm  
明治 10 年(1877)  
館蔵(里内文庫 325-22)

明治維新期の明治 4 年(1871)の廃藩置県によって、従来の近江国の領域には 8 つの県が成立した。同年中には、大津県と長浜県の 2 県に統合され、明治 5 年(1872)には大津県が滋賀県に、長浜県が犬上県にそれぞれ改称された上で両県が合併し、近江国と同じ領域を持つ滋賀県が成立する。

その後、明治 9 年(1876)には現在の福井県の嶺南地方を編入することとなった。本図は明治 10 年(1877)刊行の滋賀県の地図で、若狭と越前の 4 郡も滋賀県として描かれている。

明治 14 年(1881)に福井県が成立し、若越の 4 郡が分離されるまでの間、滋賀県は若狭湾に面していたのである。

・若越四郡本県ニ合併ニ付土地人民受取相済 1 通  
縦 23.0 cm 横 16.2 cm  
明治 9 年(1876)  
滋賀県 県政史料室 蔵

明治 4 年(1871)に廃藩置県が実施された当初、全国には 3 府 202 県が置かれていた。同年中に 3 府 72 県に統合されると、その後も段階的に統廃合が進められ、明治 9 年(1876)には 3 府 35 県にまとめられている。

明治 9 年(1876)の統廃合の際には、若狭国全域と越前国の一部を管轄していた敦賀県が廃止されることとなった。それに伴い、敦賀県に属していた 6 郡のうち、大飯・遠敷・三方の若狭全域の 3 郡と、越前の敦賀郡の合計 4 郡が滋賀県に編入されている。

・若狭国及ヒ越前敦賀郡ヲ以テ福井県ニ合併セシム可ラサルノ議 1 綴  
縦 27.0 cm 横 19.5 cm  
明治 14 年(1881)

滋賀県 県政史料室 蔵

明治 14 年(1881)、新たに福井県が設置されるのに伴って、若越四郡(大飯・遠敷・三方・敦賀)が滋賀県から分離されることとなった。

これに対して滋賀県令の籠手田安定は、太政大臣三条実美と、内務卿松方正義に宛てて、若越四郡を福井県に合併しないように建議する。また、遠敷郡などでも滋賀県への復県運動が起こったが、それらが聞き入れられることはなかった。

ここに、江戸時代以前の近江国と領域を同じくする滋賀県が改めて成立した。

特集展示「古絵図は語る～栗東のすがた～」

栗東歴史民俗博物館

平成 24 年 4 月 28 日～平成 24 年 6 月 3 日

滋賀県栗東市小野 223-8

077-554-2733

[hakubutsukan@city.ritto.lg.jp](mailto:hakubutsukan@city.ritto.lg.jp)